

令和7年度伊勢原市民文化会館運営審議会第2回会議録

〔事務局〕 市民生活部市民協働課市民文化会館担当

〔開催日時〕 令和7年10月21日（火）午後2時00分から午後3時40分

〔開催場所〕 伊勢原市民文化会館練習室2

〔出席委員〕 7名 ※欠席委員3名

北村委員

熊谷委員

古宮委員

竹内委員

鶴田委員

中村委員

檜垣委員

青木委員（欠席）

阿部委員（欠席）

森本委員（欠席）

〔事務局職員〕

河原 康二（市民生活部長）

稲葉 一弘（市民協働課市民文化会館担当課長）

都竹 新平（市民協働課市民文化会館係長）

〔公開可否〕 公開

〔傍聴者数〕 0名

《議事の経過》

1 議題

- (1) 前回会議のふりかえり等について
- (2) 市民文化会館条例の改正（使用料改定等）スケジュールの見直しについて

2 その他

※質疑応答・意見等は別紙のとおり

1 議題

- (1) 前回会議のふりかえり等について
 - (2) 市民文化会館条例の改正（使用料改定等）スケジュールの見直しについて
- ※(1)、(2)については関連事項のため、一括して事務局より説明を行った。

[意見]

(「→」は意見に対する事務局の回答)

・施設改修への意見について、市の予算が無いからという理由で切り捨てるのではなく、運営審議会において出た声として市長にも届けてほしい。

→諮問内容はあくまで使用料の見直しに関する事項と管理運営方法の見直しに関する事項であるため、運営審議会の中で施設改修内容についてご議論いただくわけではないという前提はあるが、これまでの会議において委員からご意見のあったWi-Fi環境の整備や「練習室」に防音機能を備えてほしいなどの声は、施設改修範囲を精査する中で検討材料とさせていただいている。限られた予算の中でどこを優先していくか、市長はじめ庁内で調整している。

・この審議会は施設利用者側の委員もおり、他にも様々な立場の委員で構成されているため、文化会館に対する意見が公式な会議において市に届く貴重な場と捉えている。今後の答申において、利用者の声を届ける仕組みや会議体の必要性について触れることも可能であると考え。使用料についても、今回のように平成10年を最後に約27年間改定されていない状態となる前に、必要な枠組みを整備した中で定期的に検討を行い、随時見直しを行っていくことが望ましい。

	質 問	回 答
1	<p>諮問内容について、「市民文化会館使用料の見直しに関する事項」と管理運営方法の見直しに関する事項」と会議資料にあるが、施設改修については諮問内容に含まれないのか。</p>	<p>施設改修については直接的には諮問内容に含んでいない。あくまでも使用料改定案の妥当性や指定管理者制度導入による管理運営方法の見直しについてご検討いただくこととなる。</p> <p>ただし、施設改修についてのご意見を受け付けないわけではなく、ご意見として承り、活かせるのであれば取り入れていきたいと考えている。</p>

2 その他（伊勢原市民文化会館施設改修事業の進捗状況等について）

[意見]

（「→」は意見に対する事務局の回答）

・改修について、漠然と文化会館がガラッと刷新されるようなイメージをもっていたが、具体的な進捗状況や改修範囲を聞いて、少しがっかりしている。ただ、安全面が大事であることは理解している。改修後は、健全者、障がい者関わらず使いやすい文化会館として長く続けていてもらいたい。

費用の面で実現できないこともあると思うが、他の委員や利用者からの改修への意見も活かしながら進めてもらいたい。

・具体的な改修費用を出してくれないと、良いも悪いも判断できない。

・改修の具体的な話を聞いて思ったが、運営審議会の範疇を超えているのではないか。建築の専門家から意見をもらう会議体を作ったほうがいいのではないか。

→改修の進捗状況はあくまでも皆様への参考としての情報共有であり、先ほど申し上げたように、改修内容についてこの審議会に諮問するわけではない。前回までの会議において、使用料を改定していくにあたり、改修による利便性向上と合わせて説明した方が利用者の納得感が得られるのではないか等の意見が出たことから、参考に今回、委員の皆様にご説明させていただいたものである。

また、改修事業に関する諮問機関は、「市民文化会館施設改修事業者選定委員会」を別に設置しており、そこで審議することとなっている。

	質 問	回 答
1	市民文化会館と市役所本庁舎の共用設備の更新について説明があったが、市民文化会館の改修費用として全額負担するのか。	市全体の支出と考えれば、どちらの部局が負担しても変わらないと考えられるが、共用設備の更新については、市民文化会館の大規模改修のタイミングで実施することで庁内の調整されており、今回市民文化会館の改修事業費に含んでいる。
2	本来、本庁舎に案分して負担すべき共用設備の更新費用を市民文化会館が負担することで、今後の使用料改定に影響が出るのではないか。	前回の会議で説明したところであるが、使用料の算出根拠には、改修費用は含まないため影響しない。あくまで日常的な管理運営費を基に受益者負担として適正な料金を算出する。

3	<p>改修費用は使用料算出に含まれないとのことだが、使用料の算出方法がわからない。</p>	<p>前回会議で算出方法は説明差し上げたところだが、本市の受益者負担に関する基本方針に基づき、光熱水費や人件費などの日常的な管理運営費を根拠とすることに加え、近隣自治体の類似施設の相場等も勘案し、総合的に算出するものである。算出の考え方は、事務局から再度個別に説明することも可能なので、必要に応じ連絡頂きたい。</p>
4	<p>市民文化会館の改修の財源は国で用意してくれないのか。既存不適合状態の吊り天井など、国が法律を変えて自治体に安全に改修しろと求めているのであれば、国が出すべきではないか。なぜ市民の税金をつかわなければならないのか。</p>	<p>基本的に自治体は自立的な行政運営をすることが前提であるため、国が自治体の予算を持つことはないが、補助金などで国が一部負担することはある。市の負担を減らすため、様々な財源を検討しながら進めることとしている。</p>
5	<p>支出の話ばかりでなくクラウドファンディングで資金を募るなど収入の方策についても検討してもらいたい。</p>	<p>企業版ふるさと納税、ネーミングライツなど、歳入確保策についても並行して検討を進めている。</p>
6	<p>先ほど、利用者の声を吸い上げるような枠組みの検討が必要と他の委員からあったが、この運営審議会では過去にどのようなことについて議論してきたのか。</p>	<p>ご出席の皆様は、令和6年12月に運営審議会委員として委嘱させていただいたところであるが、その前は平成26年度を最後に開催されていなかった。平成26年度においても、指定管理者導入等が議題となっていたところだが、当時、公共施設全体の計画の策定が進められていたことから、施設の方向性が見えてくる段階で改めて審議会への諮問を行うことと整理された。</p>